

# 山口県報

平成26年  
4月22日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示  
指定代理納付者の指定(税務課).....一
- 公告  
平成二十六年年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課).....一  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三  
農用地利用配分計画の認可の申請(農業振興課).....四  
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....四
- 公安委公告  
契約の締結.....四
- 労委公告  
山口県労働委員会のおっせん員候補者.....五
- 山口県告示第百五十九号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。  
平成二十六年四月二十二日  
山口県知事 村岡 嗣 政
- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させる歳入  
やまぐち元氣寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

三 指定の期間  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

### (二三八)平成二十六年年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十六年年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十六年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

#### 二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成二六、七、八	午後一時から 午後四時まで	下関市生涯学習プラザ
〃	九	萩市大字江崎八七六五の一
〃	午前九時から 正午まで	山口県漁業協同組合江崎支店
〃	〃	長門市仙崎公民館
〃	〃	下松市大字平田四八四
〃	〃	中国電力株式会社下松発電所
〃	〃	宇部市大字川上七四四
〃	〃	山口宇部農業協同組合
〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	八、五	美祢市大領町東分四一八の八
〃	午後一時から 午後四時まで	美祢勤労者総合福祉センター
〃	〃	下関市生涯学習プラザ
〃	二〇	山口市大手町二番一八号
〃	二二	山口県教育会館
〃	午前九時から 正午まで	



〃	〃	四	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業 振興センター
〃	〃	九	午前九時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
〃	〃	一一	午後一時から 午後四時まで	山口県民文化ホールいわくに
〃	〃	二五	午前九時から 正午まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興セン ター
〃	〃	三〇	午後一時から 午後四時まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修セン ター
〃	一〇、	一	〃	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所
〃	〃	七	〃	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修セン ター
〃	〃	一五	〃	下関市生涯学習プラザ
〃	〃	一六	午前九時から 正午まで	柳井市柳井一五七八の八 中国電力株式会社柳井発電所
〃	一、	六	〃	萩市消防本部
〃	二、	二	〃	山口市大手町二番一八号 山口県教育会館
〃	二六	二	午後一時から 午後四時まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修セン ター
三	〃	〃	〃	〃
四	〃	〃	〃	〃
五	〃	〃	〃	〃
六	〃	〃	〃	〃

三 受講申請書の提出期限及び提出先  
各講習実施日の四週間前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号  
(郵便番号七五三〇八二二) 一般社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出する  
こと。

四 提出書類  
受講申請書

五 受講手数料  
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収  
入証紙には、消印をしないこと。

六 その他  
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本  
部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―二三  
六〇)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三―七七九  
九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二

円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二三九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の  
とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年四月二十二  
日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光  
課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス末武上店

所在地 下松市大字末武上字久保田一八〇二の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏  
名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六九九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四六台

(二) 駐輪場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七 九立方メートル  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 株式会社コスモス薬品  
開店時刻 午前一〇時  
閉店時刻 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日  
平成二十六年三月二十五日

(二四〇) 農用地利用配分計画の認可の申請  
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次とおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十六年四月二十二日から同年五月七日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月二十二日  
山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人福の里	阿武郡阿武町大字福田上二二三の二八の一	阿武郡阿武町大字福田上字久瀬原二六六ほか二三筆	阿武郡阿武町大字福田上字久瀬原二六六ほか二三筆
農事組合法人日の出	萩市大字上小川東分四二二	萩市大字上小川東分字宮ノ崎下三三四三の一ほか九九筆	萩市大字上小川東分字宮ノ崎下三三四三の一ほか九九筆
農事組合法人本郷原	大字下小川一〇三三三	大字中小川字土居二二六一	大字中小川字土居二二六一

二 申請年月日

平成二十六年四月十六日

(二四一) 土地改良事業の工事の完了

次とおり県営土地改良事業の工事が完了しました。  
平成二十六年四月二十二日

一 事業の名称  
山口県知事 村岡 嗣 政

二 県営系根新堤地区ため池等整備事業  
工事完了の時期  
平成二十六年三月三十一日



公 告

契約の締結

次とおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
ICカード化運転免許証用ICカード 二十五万七千四百枚

三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
平成二十六年三月二十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社DNPアイデューシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額  
九百枚当たり五十二万六千八百二十四円

七 入札公告日

平成二十六年二月十四日

八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
購入
- (三) 落札方式  
最低価格



公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき平成二十六年四月十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十六年四月二十二日

山口県労働委員会会長 大田 明 登

氏名

略

歴

- 大田 明登 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
- 北本 時枝 山口県労働委員会公益委員 税理士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
- 岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長

鶴岡 純枝

山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員

山近 和浩

山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

田中 一郎

山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事

羽嶋 等

山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長

藤岡 啓介

山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問

正木 宏明

山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問

松浦 秀子

山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長

岡田 和彦

前山口県労働委員会使用者委員 前山口県労働委員会使用者委員

山田 義裕

前山口県労働委員会使用者委員 山口県労働委員会事務局次長

藤井 勝

山口県労働委員会事務局次長

石光 公宏

山口県労働委員会事務局次長

平成  
二十六年  
四月  
二十二  
日  
印刷  
發行

發行  
行人  
人所

山山  
口口  
県県  
知知  
事事  
庁庁